

予備電源募集に係る基本要件

(2026 年度・2027 年度制度適用開始向け)

2025 年 5 月 21 日
電力広域的運営推進機関

目次

1. はじめに.....	1
2. 予備電源を募集する供給区域.....	2
3. 予備電源の対象となる予備電源維持運用業務の内容.....	2
(1) 短期立ち上げ電源.....	2
(2) 長期立ち上げ電源.....	2
4. 予備電源の対象となる電源	3
(1) 応札条件	3
(2) 容量.....	3
(3) 電源種	3
5.休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき量と期間	4
(1) 予備電源の募集量.....	4
(2) 予備電源の応札容量	4
(3) 予備電源制度の制度適用期間	4
6. 予備電源の調達方式.....	5
7. 予備電源維持運用者となる条件	5
8. 予備電源の補填金（電源入札等補填金）の交付条件.....	5
(1) 予備電源の補填金の対象費用	5
(2) 予備電源の補填金の支払い単位	5
(3) 支払額・スケジュール	5
9. 募集スケジュール	6
10. その他	6

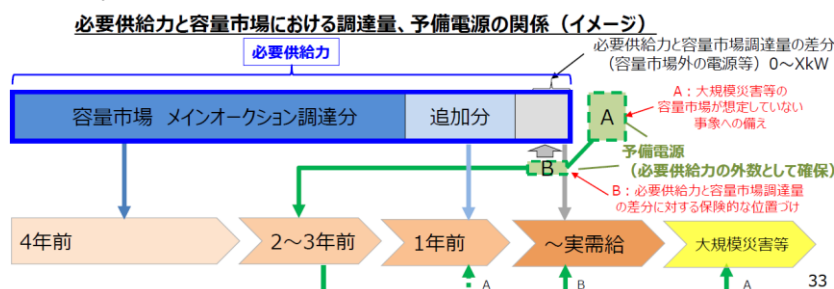
1. はじめに

2022年3月に生じた東京エリアの電力需給ひっ迫を受け、想定が困難な需要への対応、大規模な電源脱落、想定外の市場退出など、容量市場において想定されていない事象が発生し、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことを目的に、一定期間内に稼働が可能な休止電源を維持する枠組みである「予備電源制度」について、電力・ガス基本政策小委員会及び制度検討作業部会において議論が行われてきた。

大規模災害等、容量市場が想定していないような事象は、その発生を予測することが非常に難しい、言わば「外れ値」ともいえるような事象と言える。こうした容量市場からの「外れ値」とも言えるようなリスクに対して、電源を供給力として常に稼働可能な状況に維持しておくことは、社会コストを上昇させることに繋がり兼ねないと考えられるため、原則容量市場において確保される供給力の外数として、休止電源として予備電源を手当てすることが必要とされた。したがって、予備電源それ自体は供給力とならないが、供給力が不足した際に開催されるオークション・公募等で落札し、稼働に至ることで供給力の内数となる、いわば「準供給力」との位置付けと整理されている。

また、国では今後の必要供給力と容量市場の関係についての議論も行われ、2022年3月の東京エリアにおける電力需給ひっ迫を受けて、供給信頼度評価に織り込む厳気象対応等について見直しが進められ、容量市場において安定供給に必要な供給力が一定程度増加する見込みとなった。他方、増加する必要供給力を全て容量市場で調達することになると、実需給断面での供給力が過大となり、結果的に必要以上に社会コストを増加させるおそれがあるため、容量市場外の供給力について、その蓋然性が一定程度見込まれるのであれば、その傾向や程度を考慮した上で、容量市場の調達量から差分の一定量を差し引くこととされた。

このように、容量市場外の供給力を一定量容量市場の調達量から控除する場合、当該供給力については、容量市場のリクワイアメントのように制度的な裏付けがないため、供給力とならないリスクも相対的に高くなり、こうした必要供給力を満たすことができなくなるリスクも考えられる。このため、予備電源は、大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え（下図のA）という基本的な役割に加えて、必要供給力と容量市場調達量の差分に対する保険的な位置付けとして、実需給近傍の供給力を補完する役割（下図のB）も担うものでもある。



（出典）電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第十三次中間とりまとめ
（令和5年8月 制度検討作業部会）

2. 予備電源を募集する供給区域

予備電源は北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州の9エリア（離島を除く）に設置されている発電設備を対象とする。

また、上記9エリアを50Hz系統の東エリア（北海道、東北、東京）と60Hz系統の西エリア（中部、北陸、関西、中国、四国、九州）に分けることとする。

3. 予備電源の対象となる予備電源維持運用業務の内容

休止している発電用の電気工作物の維持及び運用に関する業務を行う電気供給事業者（以下「予備電源維持運用者」という。）の業務は、大規模災害等の容量市場が想定していない事象が発生し追加の供給力確保を行う必要に備え、一定期間内に稼働させることができる状態で電源の休止状態を維持することである。

予備電源は、立ち上げ期間に応じて、(1)短期立ち上げ電源と(2)長期立ち上げ電源に分けられる。それぞれにおいて、応札を求める立ち上げプロセスは以下のとおりである。

(1) 短期立ち上げ電源

- ・ 応札を求める立ち上げプロセスは、落札から実需給まで3か月程度での立ち上げを想定する公募等（kW公募等）とする。
- ・ 必要な修繕等を立ち上げ決定後から開始しても間に合わない場合、事前修繕等を認める。

(2) 長期立ち上げ電源

- ・ 応札を求める立ち上げプロセスは、容量市場追加オークションのうち調達オークション¹とする。
- ・ 必要な修繕等を立ち上げ決定後に実施することを基本とする。

予備電源制度に応札を希望する事業者は、応札時に(1)短期立ち上げ電源と(2)長期立ち上げ電源のどちらの予備電源維持運用業務を実施するかを選択する。

また、予備電源維持運用者は、予備電源の休止状況（修繕の完了報告や休止維持の実施状況等）を定期的に本機関に報告し、休止状態の維持を適切に実施する必要がある。

なお、想定外の設備不具合等により立ち上げプロセスへの応札ができないような場合には、定期的な報告によらず、速やかに本機関に報告する。

¹全国を対象として開催する調達オークションにあつては、調達オークション前の供給力確保量と調達オークション開催判断時の目標調達量の差分がメインオークション時のH3需要の2%分を上回っており、国の審議会ですべての予備電源の応札を求めると判断した場合に開催されるものに限る。特定のエリアを対象として開催する調達オークションにあつては、当該エリアにおいて供給信頼度を充足するために不足すると推測される供給力の値が当該エリアのメインオークション時のH3需要の2%分を上回っているかどうかを目安として、国の審議会ですべての予備電源の応札を求めると判断したものに限る。

4. 予備電源の対象となる電源

(1) 応札条件

2026年度制度適用開始向け及び2027年度制度適用開始向けの予備電源の応札条件は、それぞれ以下のとおりとする。

(i) 2026年度制度適用開始向け予備電源

2026年度・2027年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備であって、④・⑤・⑥を満たす発電設備とする。

- ① 容量市場メインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場メインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源
- ④ 2026年度向け容量市場の調達オークションに不落札、未応札又は差し替え元となった電源
- ⑤ 短期立ち上げ電源として応札し、2028年度を制度適用期間に含める場合にあっては、2028年度向け容量市場のメインオークションに不落札若しくは未応札又は電源等差し替えにより差し替え元となった電源であること
- ⑥ 長期立ち上げ電源として応札し、2027年度又は2028年度を制度適用期間に含める場合にあっては、2028年度向け容量市場のメインオークションに不落札若しくは未応札又は電源等差し替えにより差し替え元となった電源であること

(ii) 2027年度制度適用開始向け予備電源

2027年度・2028年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備

- ① 容量市場のメインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場のメインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源

(2) 容量

立ち上げプロセスに10万kW以上で応札可能な電源（最低入札容量を10万kW）とする。

(3) 電源種

容量市場に応札可能な電源種のうち、安定電源に区分される火力発電設備とする。

5. 休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき量と期間

(1) 予備電源の募集量

予備電源は、50Hz系統に接続している発電設備（東エリア）と60Hz系統に接続している発電設備（西エリア）に分けて募集を行う。2026年度向け及び2027年度向けの募集における予備電源の募集量は、あわせて以下のとおりとし、募集量をまたぐ電源までを落札する。なお、以下の各エリアにおける募集量において、短期立ち上げ電源と長期立ち上げ電源は区別しない。

予備電源の募集量（エリア別）

エリア	募集量
	2026年度・2027年度
50Hz系統（東エリア）	100万kW
60Hz系統（西エリア）	100万kW

(2) 予備電源の応札容量

予備電源の対象となる単位はユニット単位とし、予備電源の応札容量は容量市場に応札した際の応札容量や供給計画に計上した供給力を参照して設定する。

(3) 予備電源制度の制度適用期間

予備電源維持運用者は、予備電源制度の制度適用期間にわたって、予備電源である発電設備について、立ち上げプロセスに応札可能な状態で、休止状態を適切に維持するものとする。このため、応札者は当該発電設備の応札に当たって、制度適用期間を以下のとおり設定すること。

- ・ 制度適用期間の始期は、2026年4月から2028年3月までの期間内であり、月初から開始するものとして設定すること。なお、立ち上げプロセスに応札可能となる時点が制度適用期間の始期となる。
- ・ 制度適用期間は連続した12か月以上、36か月以下の月単位で設定すること。
- ・ 制度適用期間の終期は月最終日とすること。ただし、短期立ち上げ電源の場合、2028年度向け容量市場メインオークションにおいて落札した電源については、制度適用期間の終期を2027年度中に設定すること。
- ・ 長期立ち上げ電源の場合、2028年度向け容量市場メインオークションにおいて落札した電源については、制度適用期間は2026年度の単年度に設定すること。

6. 予備電源の調達方式

予備電源の候補となる電源の状態が個別に大きく異なることや、対象となり得る候補電源が限られている状況を踏まえ、個別電源の事情を考慮・評価しやすくするため、調達方式は事業者提案に基づく総合評価方式を基本とする。

価格評価においては、目安の価格を設定し、その目安の価格以下である電源のうち燃料関係費用を除いて算出した応札単価が低い電源を高評価とする。加えて、応札単価が同額であった場合、応札価格（燃料関係費用を除く）の低い電源をより高評価とする。なお、応札単価の目安については、「予備電源制度ガイドライン」の記載のとおり、第1回～第5回の容量市場メインオークションにおける上限価格（指標価格の1.5倍）の平均値（14,399円/kW）とする。

価格以外の評価に当たっては、高経年火力が中心となる予備電源の特徴を考慮し、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすべく、技術的に最低限の条件²を満たしているかを確認する。

なお、今回は、短期立ち上げ電源と長期立ち上げ電源を同一の区分として募集し、評価を行う。

落札価格の決定方法は、マルチプライス方式を用いる。

7. 予備電源維持運用者となる条件

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号に規定する発電事業者であること。

8. 予備電源の補填金（電源入札等補填金）の交付条件

(1) 予備電源の補填金の対象費用

予備電源の補填金の対象費用は、休止措置及び休止状態の維持に係る費用として、主に修繕費、固定資産税、事業税（収入割）、人件費、発電側課金、法人税、休止維持費、燃料関係費用³、事業報酬等とする。

(2) 予備電源の補填金の支払い単位

契約電源単位の支払いとする。

(3) 支払額・スケジュール

支払額は制度適用月を年度単位で集約し、翌年度に一括で支払う。

² 具体的な確認内容として、応札時点での設備状況（制度適用期間中に立ち上げプロセスに速やかに応募できるような休止状態の維持運用が見込めるための最低限の健全性）、事前に行う修繕や休止中のメンテナンス計画、必要となる人員確保の計画等の項目が考えられる。

³ 短期立ち上げの予備電源（石油火力）に限り、立ち上げが決まってからの燃料の確保が難しい場合は、発電所等のタンクにあらかじめ必要最低限の燃料を保管しておくための燃料関係費用を対象費用として認める。

9. 募集スケジュール

予備電源維持運用者の募集に係るスケジュールは以下のとおり。

2025年度夏頃	募集要綱・約款の公表、応札
秋頃	応札電源の評価、監視
冬頃	予備電源維持運用者の決定（落札電源の公表）、契約締結

10. その他

予備電源維持運用者は以下の事項の達成に努めること。

- ・ 立ち上げプロセス以外に、緊急時の立ち上げに関する要請を受けた場合は、それに応じること。要請に対して適切に連絡し、立ち上げに向けた検討や取組を行うこと。
- ・ 長期立ち上げ電源の場合、立ち上げプロセスへの応札価格は、予備電源制度応札時点での想定立ち上げコストを上回らないこと。想定立ち上げコストを上回る価格での立ち上げプロセスへの応札が見込まれる場合、あらかじめ本機関に連絡を行うこと。